

畳類公正競争規約作成連絡会 第4回合同委員会の概要

日 時：平成27年11月26日（金）13：30～16：30

場 所：農林水産省三番町分庁舎会議室

出 席：関係団体

全国い生産団体連合会1名、全日本畳事業協同組合7名、全国い製品卸商業団体連合会1名、全国畳材料卸商組合連合会3名、全国畳産業振興会1名、全日本JIS畳床工業協同組合3名、全日本ISO畳振興協議会4名

：オブザーバー

日本建築士会連合会、日本繊維板工業会、押出発泡ポリスチレン工業会、一般財団法人日本規格協会、東海機器工業株式会社、極東産機株式会社、経済産業省、農林水産省

議事概要：

1 公正競争規約案の修正について

○消費者庁の意見や連絡会での議論をもとに作成した規約修正案に関し、検討を行った。主な検討内容、意見は下記のとおり。

- ・これまでの消費者庁からの主な指摘は、消費者が読んでも分かるように簡素化すること、重複する表現を避けること、表示と関係ない規定は規約から切り離しが必要があれば別にガイドライン等にまとめることが望ましいとのこと等。
- ・今回の規約案は、上記に従って修正しており、以前の規約原案からの主な修正点は、下記のとおり。

+表示と関連の低い規定は、規約から削除

+畳表、畳床のトレーサビリティに関する義務事項は、施行規則に整理して記載

+規約の対象範囲にいぐさ・七島い原草を追加

+カタログの必要表示事項を追加

+表示違反者の再加入の制限を削除

- ・参加する各事業者の具体的な義務事項等については、規約とは別に分かりやすいガイドライン等の作成を予定。

- ・規約をより簡素化するため、下記等についても検討。

+トレーサビリティに関して、業種別に義務事項を整理して記載するかどうか。

+畳表、畳床、いぐさの流通に関し、委託時の規定を設けているが、現状において委託が行われている事実があるのかどうかの確認。

+二重価格表示、不当表示、特定用語の根拠の規定のさらなる簡素化。

2 協議会設立までのスケジュールについて

○来年の6月に消費者庁の認定を受けることを想定した場合の、今後のスケジュール案について情報共有を行った。主な内容は下記のとおり。

- ・規約の修正案について、本合同委員会の意見を加え消費者庁に提出するが、消費者

庁側から質問、意見が出るのが想定されるので、その対応が必要。

- ・規約案を作成した後に、全国公正取引協議会連合会の主導により、表示連絡会を開催する必要があり、これに数ヶ月かかると考えられる。
- ・その後、規約の正式な申請の後に、1ヶ月のパブリックコメントの実施がある。

3 公正競争規約、公正取引協議会に関する情報提供について

○規約認定後に必要となる色々な広報活動のための準備について検討を行った。主な検討内容、意見は下記のとおり。

- ・規約認定後の広報・会員募集の段取りについて、調査・広報委員長から下記の提案があった。
 - +規約の内容が固まった段階で全国ブロック説明会を開催する。
 - +同ブロック説明会における説明者のために、事前講習会を開催する。
 - +全国ブロック説明会に向けて、事前に規約説明のためのパンフレット、商品説明書等の書式例、シミュレーション動画等を用意する。
 - +会員募集については、材料商、商社会、機械メーカーを介して、未加入の畳店や材料商に対して勧誘を行うものとする。特に、未加入の畳店に対しては、まずは全日畳もしくはISO畳への勧誘を行う。
 - +公正マークを早めに作成する。
- ・団体加盟が見込まれる主催8団体等の各団体における、会員名簿の確定、会費の集金体制の検討について、早々に行うべき。
- ・事前講習会は全国4カ所もしくは1カ所で、説明者となる予定の方を集めて行う。
- ・業界向けの説明に関しては、畳店、流通業者、生産者に分け、それぞれに適した内容で行うことが好ましい。
- ・公正マークについては、別途使用基準の作成が必要。ただし、内容としては必要最小限のものが好ましい。
- ・広報の時期の目処としては、業界外向けは規約の内容が完全に固まった段階、業界内については、規約の内容がほぼ固まった段階がよい。
- ・会員募集の案内（案）について確認を行ったところ、下記について意見がでた。
 - +団体（団体に加盟している各会員）向けの案内も必要。
 - +加盟の申請先について、申請書が集中しないような仕組みの検討が必要。
- ・広報・会員募集に関しては、内容、実施者、予算、スケジュール等を含む具体的な実施計画の案を用意する必要。

4 その他

- ・次回の連絡会開催は1/18（月）とする。